

# 発達障害 働く環境 一つずつ

発達障害のある人が企業で働くための支援が、少しずつ進んでいます。障害者を一定割合以上雇用しようとする企業に義務づけた「法定雇用率」が今月引き上げられ、企業側の採用意欲が高まっているという背景もあります。就労支援の現場や、雇い入れ企業の取り組みを取材しました。



## 法定雇用率

障害者雇用促進法は、民間企業に一定割合以上の障害者を雇用することを義務づけている。厚労省は4月、発達障害者を含む精神障害者も雇用義務の対象に加え、法定雇用率を2.0%から2.2%に引き上げた。昨年6月時点で企業の実雇用率は1.97%。義務を課す企業は従業員50人以上から45.5人（短時間労働者を0.5人に換算）以上に4月から広げられた。

従業員100人超の企業は、法定雇用率未満の場合、不足する人数1人あたり月5万円（一部経過措置あり）を国に納めなければならない。法定雇用率を超えて雇用すると1人あたり月2万7千円が支給される。100人以下の企業は、別の基準で報奨金が支給される。

## 専門の支援会社 特性に応じ訓練

### 法定雇用率 今月引き上げ

「いて、何が苦手なのか、よく理解してから仕事につなげたい」

Kaieinによると、この

今年3月、発達障害の人に特化して企業などへの就労をサポートする株式会社「Kaiein」で、「模擬職場」を利用して職業訓練が行われていた。メンバー約20人が机に向かい、パソコンへのデータ入力などを続けていた。同席する上司役のKaiein社員に対し、「お仕事で失礼します」などと声をかける。

性に合ったサポートだ。発達障害のある人は、コミュニケーションが苦手だったり、強いこだわりがあったりして、働く上で支障を感じることもある。埼玉県内に住む20代の男性は、「それ」「あれ」といった抽象的なやりとりが苦手。大学卒業後はコンビニなどでアルバイトを続けてきた。

1年ほどで、企業が発達障害のある人を雇う機運は高まっている。就職活動をする身体、知的障害者があまり増えない一方、発達障害が広く知られるようになった。法定雇用率引き上げに直面し、発達障害者の雇用に意識が向いてきたとみる。

積極的に採用していきたい」

### 接し方の講座 厚労省が開催

厚生労働省は、昨年9月から「精神・発達障害者」をサポートする企業や従業員が対象で、すでに470回以上開催し、約1万8千人が参加した。発達障害については、その特徴や仕事の場面に応じた接し方を伝えている。

発達障害を含む精神障害者の雇用数は、2017年に5万人を超えた（前年比約19%増）。身体障害者は約33万3千人、知的障害者は約11万2千人。伸び率はいずれも前年比約2〜7%増にとどまる。

## 企業部署つくり適所を判断

職業訓練は週5日。模擬職場を使った訓練のほか、インターネットで古着や本を販売する体験を行っている。

Kaieinは首都圏7カ所の事業所に加え、夏ごろ大阪市にも開設予定。同社以外にも、この数年で発達障害の人向けの就労移行支援事業を行う企業が複数誕生している。

企業側の受け入れ体制づくりも進む。富士ゼロックスシステムサービス（東京都）では、人事部に障害者全般のサポート部署「チャレンジセンター」を5年前に立ち上げた。理解しやすい指示の仕方や得意な業務を見つけ出す方法などのノウハウを蓄積する。現在、障害者雇用約30人の3分の1程度が発達障害者ある人だ。

理系の大学を卒業した男性（27）は、パソコンのスキルが高い。ただ、定められた手順で物事が進まないとい混乱するため電話は苦手だった。1カ月ほどセンターで電話の練習を繰り返した。現在は総務部で会計処理や代表電話の応対を任されている。人事担当者は「障害のある人が働きやすい職場は、一般社員にとっても働きやすい。これからも積

（船橋）